

○湖北広域行政事務センター郵便入札実施要綱

令和3年3月1日告示第1号

湖北広域行政事務センター郵便入札実施要綱

（趣旨）

第1条 湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）が執行する競争入札において、郵便の方法により入札書の提出を行わせるもの（以下「郵便入札」という。）の実施に関し必要な事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、湖北広域行政事務センター財務規則（昭和44年湖北広域行政事務センター規則第5号。以下「規則」という。）及び湖北広域行政事務センター工事等入札執行要綱（平成19年湖北広域行政事務センター告示第11号。以下「入札執行要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（対象案件）

第2条 郵便入札の対象とすることができる案件は、センターが発注する一般競争入札及び指名競争入札とする。

（郵便入札による旨の公告等）

第3条 郵便入札を実施しようとするときは、一般競争入札にあつては公告に、指名競争入札にあつては指名通知書にその旨を記載するものとする。

（入札書等の提出方法）

第4条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及びその他公告又は指名通知書（以下「公告等」という。）で指定する書類（以下「入札書等」という。）に必要事項を記載し、記名押印した上で、次に定める方法で提出しなければならない。ただし、入札参加者が希望する場合は、第1号に規定する郵便の方法によらず持参による提出も可とする。

（1）郵便の種類は、一般書留又は簡易書留とすること。

（2）入札書に記載する日付は、開札日とすること。

（3）内封筒には入札書等を入れ、案件名、開札日及び入札参加者名を記載し、封印すること。

（4）外封筒には前号の内封筒を入れ、封筒裏面に案件名、開札日及び入札参加者名を記載すること。

（5）外封筒の表面には公告等で示した担当部署名を宛名として記載し、「入札書在中」と朱書きすること。

2 提出した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

3 入札書等郵送後の辞退は、開札日の前日までに書面により申出を行うものとする。

4 郵送に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

（入札書等の保管）

第5条 入札執行者は、入札書等が到着したときは、外封筒を開封し、内封筒の余白に外封筒の開封順に連番を記載する。

2 入札執行者は、連番を記載した内封筒を未開封のまま、開札日時まで施錠できる場所に厳重に保管するものとする。

（入札の無効）

第6条 入札の無効は、規則の規定によりその例によることとされる長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）第17条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）第4条第1項に定める方法以外で提出された入札

（2）公告等において指定した日時を過ぎて到達した入札

（入札の取りやめ）

第7条 入札執行者は、指名競争入札において辞退等により入札参加者が1者となった場合には、入札執行を取りやめるものとする。

（開札）

第8条 開札は、公告等に示した日時及び場所で行うものとする。

2 入札執行者は、入札執行宣言した後に、第5条の規定により保管していた内封筒を開封し、入札者全員の入札書の提出を確かめるものとする。

3 その他の手続は入札執行要綱第14条の規定によるものとする。

（くじによる落札者の決定）

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者（以下「同額入札者」という。）が2者以上あるときは、次の方法により落札者を決定する。

（1）入札参加者は、あらかじめ入札書にくじ用の3桁以内の数字を記載する。この場合において、入札書にくじ用の数字が記載されていない場合は、「000」とみなす。

（2）同額入札者の入札書には、第5条第1項の規定により記載した連番の順に、0、1、2、…と番号を記載する。

（3）同額入札者の入札書に記載された第1号の数字の合計を同額入札者の数で除し、その余りの数字と前号で記載した数字が合致した者を落札者とする。

（再度入札）

第10条 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、入札執行者は、1回に限り再度入札を行うことができる。

2 再度入札を行う場合は、入札執行者は、全ての入札者に対し再度入札を行う旨及び初度入札の失格者以外の最低入札価格を通知するものとする。

（異議の申立）

第11条 入札参加者は、次の事項について入札執行者に異議を申し立てることはできないものとする。

(1) 郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかったこと。

(2) くじによる落札者の決定

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札に関する手続及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

---